- 生息地等保護区が指定された際既にその設置に着手していた工作物を操作するこ とにより当該生息地等保護区の区域のうち監視地区の区域内の河川、湖沼等の水位 又は水量に増減を及ぼさせること。
- 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
 - 第8条第1項第4号ネ若しくはノ又は第23条第10号コからスまでに掲げる行為
 - 測量法第4条に規定する基本測量又は同法第5条に規定する公共測量を行うこと。 1
- と(改築後又は増築後において、高さが10メートルを超え、又は床面積の合計 が500平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)。
 - 用排水施設(幅員4メートル以下の水路を除く。)又は幅員が4メートルを 超える農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること(改築後又は増 築後において幅員が4メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築 を含む。)。
 - (ウ) 農用地の災害を防止するためのダムを新築すること。
 - (工)
 - 宅地を造成すること。 土地を開墾すること(農業を営む者が、その経営に係る農地又は採草放牧地に近接してこれと一体として経営することを目的として行うものを除く。)。 水面を埋め立て、又は干拓すること(農業を営む者が、農地又は採草放牧地
 - の造成又は改良を行うために当該造成又は改良に係る土地に介在する池沼等を 埋め立てることを除く。)。
 - 漁礁の設置その他漁業生産基盤の整備又は開発のために行う行為
 - 国、県又は県以外の地方公共団体の試験研究機関の用地内において試験研究とし て行う行為
 - 大学の用地内において教育又は学術研究として行う行為
 - 鉄道施設、軌道に関する工作物又は索道施設を維持し、又は管理すること。 ケ
 - 建築物の存する敷地内で行う行為 (建築物を設置することを除く。) コ
- (7)前各号に掲げる行為に附帯する行為
- (条例第39条第3項及び条例第40条第3項の証明書)
- 条例第39条第3項及び条例第40条第3項の証明書は、別記第7号様式によるも 第 29 条 のとする。
 - 第 4 章 保護管理事業
 - (保護管理事業の確認の申請)
- 県以外の地方公共団体は、条例第43条第2項の確認を受けようとするときは、保 第 30 条 護管理事業確認申請書(別記第17号様式)を知事に提出しなければならない。
- 前項の申請書には、保護管理事業の事業計画書を添付しなければならない。
- (保護管理事業の認定の申請)
- 国及び地方公共団体以外の者は、条例第43条第3項の認定を受けようとすると きは、保護管理事業認定申請書(別記第18号様式)を知事に提出しなければならない。
- 前項の申請書には、保護管理事業の事業計画書及び申請者の略歴を記載した書類(法 人にあっては、現に行っている業務の概要を記載した書類、定款又は寄附行為及び登記 簿の謄本)を添付しなければならない。
 - (認定保護管理事業の告示)
- 第 32 条 条例第43条第4項前段の規定による告示は、認定を受けた保護管理事業を行う 者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)並 びに認定を受けた保護管理事業の事業計画を告示して行うものとする。
- 条例第43条第4項後段の規定による告示は、認定を取り消された保護管理事業を行っ ていた者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の 氏名)を告示して行うものとする。
 - 第5章 推進体制の整備
- (野生動植物保護監視員)
- 条例第49条第1項の規則で定める要件は、次のいずれかに該当することとする。 通算して1年以上自然環境の保全又は野生動植物の保護管理に関する行政事務に 従事した者であること。
 - 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校(次号において「大学等」という。) において生物学、地学、農学、林学、水産学、造園学その他自然環境の保全に関し て必要な課程を修めて卒業した者であること。
 - (3) 大学等において農学、林学、水産学、獣医学その他動植物の繁殖に関して必要な課
 - 程を修めて卒業した者であること。 前3号に該当する者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者であるこ (4)
- 条例第49条第2項の証明書は、別記第19号様式によるものとする。
 - 第6章 雑則
 - (独立行政法人等)

- 条例第 52 条第1項の規則で定める独立行政法人等は、次に掲げるものとする。 第 34 条
 - 日本道路公団 (1)
 - (2)独立行政法人緑資源機構
 - 独立行政法人中小企業基盤整備機構 (3)
 - 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 (4)
 - (5)独立行政法人都市再生機構
 - (6) 熊本県住宅供給公社
 - (7)熊本県道路公社
 - 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第10条の規定に基づ (8)き設立された土地開発公社 (国等に関する協議の適用除外等)

- 条例第52条第2項の規則で定める場合は、次に掲げるものとする。 第 35 条
 - (1)条例第14条第2号に掲げる場合以外の場合に指定希少野生動植物の生きている個 体の捕獲等をする場合であって次に掲げるもの
 - 国、県又は県以外の地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために捕獲等を する場合 (あらかじめ、知事に通知したものに限る。) 傷病その他の理由により緊急に保護を要する個体の捕獲等をする場合 (捕獲等を
 - した後30日以内に、知事に通知したものに限る。)
 - 次に掲げる行為に伴って捕獲等をする場合
 - 砂防法第2条の規定により指定された土地の管理を行い、又は当該土地にお
 - いて同法第1条の規定する砂防工事を行うこと。 海岸法第3条第1項に規定する海岸保全区域の管理を行い、又は同法第2条 第1項に規定する海岸保全施設に関する工事を行うこと。
 - (ウ) 地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域の管理を行い、又 は同法第2条第4項に規定する地すべり防止工事を行うこと。
 - (工) 河川法第6条第1項に規定する河川区域の管理を行い、又は当該区域内におい て同法第8条に規定する河川工事を行うこと。
 - 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾 斜地崩壊危険区域の管理を行い、又は同法第2条第3項に規定する急傾斜地崩 壊防止工事を行うこと。
 - (カ) 森林法第41条第3項に規定する保安施設事業を行うこと。
 - 文化財保護法第27条第1項の規定による重要文化財の指定、同法第78条第 1項の規定による重要有形民俗文化財の指定、同法第109条第1項の規定による 史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第 110 条第 1 項の規定による史跡名勝 天然記念物の仮指定のための行為又は同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財 を調査すること。
 - (ク) 熊本県文化財保護条例第4条第1項の規定による県重要文化財の指定、同条例 27条第1項の規定による県重要民族文化財又は同条例第35条第1項の規定によ る県史跡名勝天然記念物の指定のための行為
 - 第8条第4号ネ又はノに掲げる行為(あらかじめ、知事に通知したものに限 る。)
 - 法令に基づき国又は地方公共団体の任務とされている遭難者を救助するため の業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。)、犯 罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確 保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために、車馬若 しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
 - 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等をする場合で あって次に掲げる行為に伴うもの (ア) 第8条第4号アからフまで(ネ及びノを除く。)に掲げる行為

 - 砂防法第2条の規定により指定された土地以外の土地において同法第1条に (イ) 規定する砂防設備に関する工事を行うこと。
 - 河川法第6条第1項に規定する河川区域以外の区域において同法第3条第2 項に規定する河川管理施設の工事を行うこと
 - 火山地、火山麓又は火山現象により著しい被害を受けるおそれのある地域に おいて土砂の崩壊等による災害を防止するために土石流発生監視装置、測定機 器その他これらに付随する工作物を設置すること。
 - 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園又は 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号) 第 4 条第 6 項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園(以下「都市公園等」という。)を設置し、又は管理すること。
 - 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第3号に規定する公共下水道、 条第4号に規定する流域下水道又は同条第5号に規定する都市下水道(以下「下 水道」という。)を設置し、又は管理すること。
 - 警察法(昭和 29 年法律第 162 号)第 2 条第 1 項に規定する警察の責務として行う 行為
 - (2)条例第 35 条第 4 項の許可を受けるべき行為に該当する行為をする場合であって次 に掲げるもの
 - 工作物を新築し、改築し、又は増築する場合であって次に掲げるもの